

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長

ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについて

今般、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成18年厚生労働省告示第95号）の一部が平成19年6月8日付け厚生労働省告示第211号をもって改正され、ダルベポエチン製剤が薬価基準に収載されたことと併せて、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）、特掲診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第94号）及び要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成18年厚生労働省告示第176号）の一部が、それぞれ平成19年6月29日付け厚生労働省告示第229号並びに第228号及び第230号をもって改正され、同日付け適用されたところ。

ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについては下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正するので、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

1 保険適用上の取扱い

- (1) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）別表第5の4において、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対して投与された場合に限り、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定告示」という。）別表第1区分番号A101療養病棟入院基本料2又は区分番号A109有床診療所療養病床入院基本料2を算定した場合においても、別に算定できることとしたものであること。

(2) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、特掲診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第94号）第16の3において、介護老人保健施設入居者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限り、別に算定できることとするとともに、別表10の3において、算定告示別表第1区分番号J038人工腎臓を入院中の患者以外の患者に対して行った場合には別に算定できないこととしたものであること。

(3) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成18年厚生労働省告示第176号）において、別表第一の3の項の上欄に掲げる患者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けているもの（腎性貧血状態にある者に限る。）に対する投与については、療養に要する費用の額を算定できることとしたものであること。

2 関係通知の一部改正

(1) 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の別添1の一部を次のように改正する。

第2章第3部第1節第1款D008の(21)中「並びに」を「又は」に、「及びエリスロポエチン投与前の」を「又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の」に改める。

第2章第9部J038の(16)中「及びエリスロポエチン製剤」を「、エリスロポエチン製剤及びダルベポエチン製剤」に改める。

第3章第1部の3及び第3章第2部の4中「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血にあるものに対して投与された場合に限る。）」を「人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対して投与されたエリスロポエチン及びダルベポエチン」に改める。

(2) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号、保医発第042801号）の一部を次のように改正する。

別紙中「エリスロポエチン」の次に「及びダルベポエチン」を加える。